

# 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正

別添 1 - 1

## (1) 制定からこれまでの経緯

平成22年 条例制定



令和 6 年

- ・ 3月「食料自給総合対策調査特別委員会」からの提言
- ・ 6月「食料・農業・農村基本法」の改正
- ・ 12月「環境生活農林水産常任委員会」の委員長報告 等



### 状況変化

- ・ ロシアによるウクライナ侵攻や米国関税措置の強化など国際情勢の不安定化
- ・ 温暖化や豪雨の頻発化等、気候変動による農畜産物の安定生産への影響が拡大
- ・ 人口減少により国内市場が縮小する見込み、一方で世界人口増により海外市場は拡大

## (2) 主な課題と改正箇所

赤：改正箇所

### 主な課題

- ・ 気候変動、国際情勢の不安定化による食料安定供給のリスクの増大  
➡**食料自給率、食料自給力の向上**

- ・ 農業者の減少や高齢化の進行による農産物の供給量の減少  
➡**農産物の生産力強化**

- ・ 人口減少に伴う国内市場の縮小  
➡**生産の拡大、農業者等の収益の確保につながる販路の拡大**

- ・ 農業者の減少等による営農体制の脆弱化  
➡**規模の拡大及び効率化による農業の構造改革の促進**

- ・ 農業の後継者・担い手が不足  
➡**小規模・家族農業経営等多様な人材の確保**

- ・ 地球温暖化や生物多様性への影響の懸念
- ・ 環境負荷低減への取組についての重要性の高まり  
➡**環境への負荷の低減が図られる農業生産活動の推進**

- ・ 県産農産物や地域農業と県民とのつながりの希薄化  
➡**食育や地産地消に対する県民の理解促進**

### 主な改正箇所

農産物の生産力強化と食料自給率の向上につながる取組を進めていく方向性を記述（前文）  
県民をはじめとした消費者の期待にこたえる安定的な生産を記述（第3条第1号）  
水田農業、園芸農業及び畜産業の生産力の強化を図る旨を記述（第10～12条）

（販路の拡大）＜新設＞  
農産物の販路の拡大を図るため、農産物の魅力の発信、食育及び地産地消を通じた県民をはじめとした消費者の需要の拡大、食品事業者、観光事業者等との連携の促進、輸出の促進等に取り組む旨を規定（第13条）

（新たな価値の創出を図るための取組の促進）＜新設＞  
収益の向上をめざし、農産物又はその加工品の魅力を高め、付加価値の向上及び創出を図る旨を記述（第22条第5号）

力強い農業構造の確立に向けて、規模の拡大及び効率化の促進等農業経営の集約化を行う旨を記述（第16条第1項）

（多様な農業経営の確立）＜新設＞  
多様な農業者等により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずる旨を規定（第16条第3項）

安全・安心農業生産の定義に、環境への負荷の低減を記述（第2条第5号）

食育や地産地消の取組を、県民の食生活の様々な機会をとらえて幅広く展開していく旨を記述（第24条第3項）